

運営規則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本ミリタリーヴィークル協会という。通称NMVAと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区弥生町1-19-5-3Fに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界各国が研究開発した走破性の高い軍用車輛を収集、再生、保存すると共に、展示、広報し、自動車文化の発展に努める。又愛好家の交流親睦のためのイベントの開催、参加、野営地、保管場所、展示館の確保等の活動を行うと共に、災害支援活動に参加し公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 軍用車輛の収集、再生、調査及び研究
- ② 軍用車輛の保存管理
- ③ 軍用車輛の展示館の設置と広報活動
- ④ 軍用車輛愛好家の交流親睦活動
- ⑤ 軍用車輛を活用した災害支援活動
- ⑥ 自動車関連法規の啓蒙活動と遵守
- ⑦ 前号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人または団体。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、既会員1名の推薦を得て理事長に申し込むものとし、理事長の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。）3人以上9人以下
- (4) 監事 2名

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、役員は、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第17条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会権能)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業計画及び収支予算の変更
- (6) 事業報告及び収支決算
- (7) 役員選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 会員の除名
- (9) 入会金及び会費の額
- (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負

担及び権利の放棄

- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他この法人の運営に関する重要事項
(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回2月最終日曜日に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 運営組織

第37条 運営上業務を分担するため次の各部を設置し、各理事が部局の長を務め円滑な運営に当たるものとする。

- 2 ①事業部 ②総務渉外部 ③技術研究部 ④企画広報部 ⑤業務部 ⑥会員部

第8章 会計

(資産の構成)

第38条 この法人の会計は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金 (初年度会費をもって充当)
- (2) 年会費 (5千円)
- (3) 賛助会費 (一口 2万円)
- (4) 寄附金品
- (5) 拠出金 (一口 10万円)
- (6) 財産から生ずる収入
- (7) 事業に伴う収入
- (8) その他の収入

2 拠出金(基金)

- ① この法人は、会員又は第三者に対し、拠出金(基金)を求めることができるものとする。
- ② 拠出金(基金)の募集、手続きについては理事会が決定するものとする。
- ③ 拠出金(基金)は、拠出者と合意した期日、或いは拠出者から返還の請求があるまでは返還しない。
- ④ 拠出金の返還は、返還する基金の総額について理事会における決議を経た後行うものとする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第9章 運営規則の変更

(規則の変更)

第47条 この規則を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の多数の議決を経なければならない。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第48条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 支部

(支部の設置)

第49条 この法人に、支部を置く。支部の設置、運営については別途定める。

附 則

1 この運営規則は、この法人の成立の日から施行する。

2 平成26年2月23日 平成26年総会決議で、第1章総則 第2条の変更及び第2章目的及び事業 第4条⑥項を加筆。